

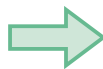


# 介護人材就労奨励金について

町では、町内介護事業所における介護人材の確保および定着を図ることを目的に、一定以上の勤務のある方に対し、奨励金を支給します。

## 対象者は？

- 令和8年4月1日以降、町内介護保険事業所に新たに「介護職員」として就労した方、または復職した方
- 過去に当事業による奨励金の交付を受けていない方

## 奨励金支給額は？

- ① 1週間の勤務時間が20時間以上の方で、雇用された日から6カ月以上勤務を継続した場合  10万円
- ② 上記①のうち、就業するために町外から転入した場合。ただし、転入した日が雇用契約を締結した日から1月前まで。  加算金 5万円
- ③ 1カ月に12日以上勤務（パートなど）した方で、雇用された日から6カ月以上勤務を継続した場合  5万円

## 申請手続きは？

基準を満たした後、「福島町介護職員就労奨励金申請書(兼)雇用証明書」に事業所から雇用証明を受け、役場福祉課で申請してください。

※申請者はあくまでも就業者本人となります

### 《注意》

申請期限は、雇用から6カ月を経過した日を基準日として、基準日から3カ月を経過する日までとなります。期限を過ぎた場合、対象外となりますのであらかじめご承知おきください。

★申請手続き・奨励金 例	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	奨励金
① 4月1日から雇用（週20時間以上）され、勤務が6ヶ月以上継続した。		雇用	勤務期間（6ヶ月以上の継続）					申請可能期間				10万円	
② 3月10日に転入し、4月1日から雇用（週20時間以上）され、勤務が6ヶ月以上継続した。	転入	雇用	勤務期間（6ヶ月以上の継続）					申請可能期間				15万円	
③ 5月10日から雇用（月12日以上／パート等）され、勤務が6ヶ月以上継続した。			雇用	勤務期間（6ヶ月以上の継続）					申請可能期間				5万円
④ 3月10日に転入し、5月1日から雇用（週20時間以上）され、勤務が6ヶ月以上継続した。	転入		雇用	勤務期間（6ヶ月以上の継続）					申請可能期間				10万円

お問い合わせ先 福祉課 介護保険係 ☎47-4682